

# これが「企業の労働110番」です



(一社)名北労働基準協会 ホワイト企業推進本部  
労働保険・社会保険コンサルタント

社会保険労務士 福田博司

「はい、こちら企業の労働110番です」。  
電話の主は、給排水工事事務所の社長さんでした。相談内容は「今まで一人で事業を行っていましたが、2年前に法人化して、

今月初めて従業員を雇うことになりました。その手続き方法と、もうひとつ、顧問税理士さんから『労災保険も今のままでは建設現場で仕事ができない』と言われたのですが、

一体どうすれば良いでしょうか？」とのことでした。この社長さんは、当協会の会員で建設業「一人親方」労災保険特別加入をしています。そこで、従業員を雇った場合の保険関係の手続き内容を次のように説明しました。

## 全社ちゃんと入らないかんがね!! 労働・社会保険の加入

まず、従業員の社会保険(健康保険・厚生年金保険)、労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きをすること。

そして、社長さんも従来通り現場作業に従事するので「一人親方」労災保険特別加入から「中小事業主等」労災保険特別加入に変更する。また「中小事業主等」労災保険特別加入をする場合は、(1)労働保険の事務処理

を「労働保険事務組合」に委託すること、(2)雇用する労働者について保険関係が成立していることが必要です。当協会の労働保険事務組合と、関係団体である「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」の業務内容をお話しました。



その後、社長さんより

「顧問税理士が全ての手続きができると思ひ込んでいたけれど、新しい現場作業も始まるし、手続き書類が煩雑だからやはり『餅は餅屋』だね。そちらにお願いしたい」と連絡があり、当協会が労働保険の事務委託、また社労士法人で社会保険加入手続きを行うこととなりました。

建設業界では、社会保険未加入問題が以前から声高に叫ばれていました。業界内の仕事は、肉体労働が中心の現場です。そのため医療保険や年金など社会保障がなければ安心して働けません。若者の入職者数減少の要因の一つと考えられていました。

そこで、平成24年度以降、国土交通省の指導のもと、業界全体で建設業に従事する労働者の待遇改善、労働環境整備等が行われ「建設産業の持続的な発展」、「公平で健全な競争環境の構築」が図られてきました。その結果、事業所の社会保険加入率は、着実に上昇してきました。

一方、未だ社会保険に加入しない企業が存在しており、国土交通省は、新たな方向性に基づいて、令和元年度をめぐりに、社会保険加入の徹底・定着させる取組を集中して実施しています。

ただ、適正な保険に加入し、現場での仕事に集中する事業所もあります。反対に、事業主の理解不足等で適切に保険加入がなされず、建設現場への入場を拒否され、仕事が奪われる状況に陥る場合もあります。今一度、振り返って見たいものです。

今回、当協会の会員であったことが、事務処理アップの助けになりましたが、一般的には、まずどこに問い合わせればよいか悩むものです。

社会保険等の加入に関しては、複雑で煩雑な事務処理があります。加入・事務委託については、当協会の「労働保険事務組合」(☎052-1962-0421)及び当協会と一体となって活動している「社会保険労務士法人愛知労務管理コンサルティング」(☎052-1961-0763)をぜひご利用ください。

イラスト・森沢康代

